

～非居住者である親族の扶養控除等～
(平成28年1月1日以後支払を受ける給与から書類提出)

親族関係書類・送金関係書類提出！

- 平成27年税制改正により、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等書類の添付が義務化されました。
- 源泉徴収や年末調整の際、申告の際、親族関係書類や送金関係書類等の提示が必要となります

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者が、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、次のとおり、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

手続	適用を受けようとする控除	必要な書類	提出(提示)する時期
給与等の源泉徴収	扶養控除、配偶者控除又は障害者控除	親族関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき
給与等の年末調整	扶養控除、配偶者控除又は障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類	配偶者特別控除申告書を提出するとき

また、平成28年分以後の確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

(1)親族関係書類

次の①又は②のいずれかの書類

- ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所、生年月日の記載があるものに限る。)

(2)送金関係書類

次の①又は②の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払いが、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払いが行われたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

※ 親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。